

平成23年4月20日
住友生命保険相互会社

東日本大震災の被災地域のお客さまに対する
契約者貸付等における保険契約の失効に関する特別取扱いについて

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）は、今回の東日本大震災の被災者の方々を支援するため、災害救助法適用地域（*）において下記のと通りの対応を実施することといたしました。

契約者貸付を受けられているご契約、または保険料のお立替え（自動振替貸付）が行われているご契約において、貸付金等の元利合計額が解約返戻金額を超えることにより、ご加入の保険の効力が失われる契約について、お客さまのお申し出により、最長6ヵ月間ご契約を有効に継続させていただくお取扱いを開始いたします。

（*）大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都を除きます。

このたびの地震により被災されたお客さまの専用ダイヤル

0120-409-554

（月～金：午前9時～午後6時 土・日・祝：午前9時～午後5時）

以 上